

# 北空知衛生センター組合一般廃棄物処理手数料徴収委託規則

平成16年4月1日  
組合規則第1号

改正 平成17年12月26日組合規則第5号  
平成19年 3月30日組合規則第2号

## (目的)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づき北空知衛生センター組合(以下「組合」という。)一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の徴収業務を組合長が適当と認めたものに委託し、組合運営の円滑化を図ることを目的とする。

## (徴収)

第2条 手数料の徴収は、ごみ搬入の都度現金で行わなければならない。ただし、官公庁等であつて、組合長が認めたものについてはその限りでない。

2 手数料は、別記様式第1号一般廃棄物処理手数料計算書によって徴収する。

3 徴収する手数料の額は、北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例(平成14年組合条例第5号)別表1による。

4 受託者が徴収に使用する受領印は、別記様式第2号のとおりとする。

## (徴収金の納入)

第3条 徴収した手数料は、組合長が発行する納付書兼領収書により、納付書兼領収書を受け取った日の翌日までに組合会計管理者に納入しなければならない。ただし、翌日までに納入することができない正当な理由を認められたときは翌々日までとする。

(平17組合規則5、平19組合規則2・一部改正)

## (賠償の責任)

第4条 徴収した手数料に亡失等があつたとき、受託者は当該金額の賠償をしなければならない。ただし、組合長が特に認めたときは、この限りでない。

## (委託)

第5条 手数料の徴収委託は、契約によって行う。

## (委託の解除)

第6条 受託者が適当でないとして認められたとき、または組合長が必要と認めるときは、委託を解除することができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年12月26日組合規則第5号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日組合規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月21日組合規則第2号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式第 1 号

一般廃棄物処理手数料計算書 (センター控)			
搬入日	搬入時		
受付番号		回数	
名称	様		
種別			
地区			
総重量		風袋重量	
ごみ重量			
料金			
内消費税			
支払区分			
北空知衛生センター組合一般廃棄物 ごみ処理手数料収納事務受託者 登録番号: 受託者名:			
			搬入者サイン
お問い合わせ先      TEL 北空知衛生センター    23-3584			

一般廃棄物処理手数料計算書 (搬入者控)			
搬入日	搬入時		
受付番号		回数	
名称	様		
種別			
地区			
総重量		風袋重量	
ごみ重量			
料金			
内消費税			
支払区分			
北空知衛生センター組合一般廃棄物 ごみ処理手数料収納事務受託者 登録番号: 受託者名:			
お問い合わせ先      TEL 北空知衛生センター    23-3584			

別記様式第 2 号

領 収
一 般 廃 棄 物
ごみ処理手数料
専用社長之印